

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

平成28年5月26日付28監総第162号で受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第2項は、請求の期間について、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求において請求人は、都知事及びその随行職員が平成26年4月24日から同月26日に北京に出張した際の航空運賃、宿泊料、役務費並びに使用料及賃借料の支出（以下これらを「本件支出」という。）について都条例の上限を超えた不当な支出であるとして上限を超えた宿泊料の返還を求めているものと解される。

ところで、本件支出はいずれも遅くとも平成26年5月に行われているところ、請求人は、最近の報道で都知事の諸問題について疑問を感じたため、平成28年4月の情報開示請求により入手した膨大な資料を精査した上で本件請求に至ったことから、本件支出後1年を超えて監査請求したことは、法第242条第2項ただし書に定める正当な理由があると主張している。

しかしながら、平成14年9月12日の最高裁判所の判決によれば、正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとしている。

また、平成14年9月17日の最高裁判所の判決によれば、仙台市による公園用地取得時土地売買に関し、原審は住民が新聞報道があるまでは売買価格の相当性に合理的な疑いを持つことが困難であったとして正当な理由があるとしたのに対し、新聞報道の点に言及することなく、「各決算説明書の記載によれば、A公園用地の各年度の売買価格の平均値が1平方メートル当たり約17万円であったことが明らかとなったというべきである。そうすると、上記各決算説明書が一般の閲覧に供されて市の住民がその内容を了知することができるようになったころには、市の住民が上記各書類を相当の注意力をもって調査するならば、客観的にみて本件各契約の締結又は代金の支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたというべきである。」としている。

したがって、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていけば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきである（平成19年2月14日東京高裁判決同旨）。

そこで、本件請求についてみると、当該北京出張は事前の平成26年4月15日に報道発表され、本件支出も含めた北京出張に係る総経費は同年5月16日に都のホームページ（「知事の部屋」）に掲出されていることが認められた。

したがって、上記判決に照らすと、遅くともこの時点から請求人が相当の注意力をもって調査すれば、本件支出の存在及び内容を知ることができたといえる。これらの時点から2年以上を経過した平成28年5月26日になされた本件請求は、相当な期間内になされたものとはいえず、法第242条第2項ただし書に定める正当な理由があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。